

## 国道1号四日市茂福電線共同溝PFI事業 入札説明書等に対する質問回答(第1回)

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
1	入札説明書	-	3	(2)	②	事業の対象となる公共施設等の種類	道路付属物（道路照明等）とありますが、見積参考資料の中に道路照明の記載がございませんでした。道路照明、交差点照明設計の工程は無いとの認識でよろしいでしょうか？	道路照明の計画については、要求水準書P16 第2 Ⅲ 11に示すとおり、中部地方整備局で設置方針を検討したうえで、必要に応じて詳細設計の実施について協議します。
2	入札説明書	2	3	(4)	②	工事業務	引込管、連携管、上下水道管等の同調工事の調整業務はcの調整マネジメント業務に含まれているのでしょうか。	引込管、連携管、上下水道管等の同調工事の調整業務は、要求水準書P14 第2 Ⅲ 1(7)及びP16 10に示すとおりです。
3	入札説明書	3	3	(5)		事業方式	工事期間が短縮でき完成引渡し前倒しになった場合は、維持管理期間が長くなるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間の変更は考えておりません。
4	入札説明書	11	4	(4)	②	工事企業の参画要件	本実績となる対象工事は、P8②の発注者と同一と考えてよろしいでしょうか。また、国または自治体から委託された受託工事の元請工事も対象になると考えてよろしいでしょうか。	本実績となる対象工事は、入札説明書P11 (4)②に示すとおりです。
5	入札説明書	11	4	(4)	②	工事企業の参画要件	土地地区画整理法による土地地区画整理組合発注の工事は本実績となると考えてよろしいでしょうか。	同種工事の施工実績は、入札説明書P11 (4)②に示すとおりです。
6	入札説明書	12	4	(4)	③	工事企業の参画要件	「確認する書類を添付すること」とありますが、エを確認するための資料は、会社としての営業所専任技術者登録でよろしいでしょうか。	エを確認するための資料については、入札説明書P12 (4)③カに示すとおり、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないことが確認出来る資料をご提出下さい。
7	入札説明書	12	4	(4)	③	工事企業の参画要件	ウ、エ、オを確認できる書類については、ア、イと同じよう第1次審査資料の様式14に添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	12	4	(4)	③	工事企業の参画要件	1次審査時に配置技術者候補として複数人あげることは可能でしょうか。	可能です。
9	入札説明書	5	4	(1)	⑥	応募者の構成	応募にあたり、「応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のある者が第1. 1 (5) ②イに掲げる工事業務のうちa・bの業務と第1. 1 (5) ②ウに掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。」ありますが、3. (4) ②イに掲げる工事業務dの業務と3. (4) ②ウに掲げる工事監理業務は兼務できるものと理解して宜しいでしょうか。	入札説明書 P5 4 (1) ⑥に示すとおりです。
10	入札説明書	23	15	(3)	②	第二次審査	ヒアリングの出席人数の制限はありますでしょうか。ヒアリングは第二次審査提出書類を説明することになると考えていますが、別途説明用資料を用意することができませんでしょうか。	前段について、管理技術者又は配置予定技術者のいずれかを含めた6名程度とし、入札参加グループに所属する者のみとします。後段について、入札説明書 P24 15 (3) に示すとおり、第二次審査提出書類を投影して行います。
11	入札説明書	11	4	4	③	工事企業の参加資格要件	所有権移転業務は、事務手続きが主な業務と考えられるため、入札説明書4. (4) ③の主任技術者または監理技術者等の配置は、不要と考えられないでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書を修正します。
12	入札説明書	12	4	4	③	工事企業の参加資格要件	「配置予定技術者は、建設業法7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと」とありますが、確認出来る書類とは、どのような資料が必要かご教示願います。	エを確認するための資料については、入札説明書P12 (4)③カに示すとおり、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないことが確認出来る資料をご提出下さい。
13	入札説明書	25	16			基本協定の締結	「落札者は、落札決定後7日以内に中部地方整備局を相手方として、～～基本協定を締結しなければならない。」とあるが、「落札者決定後14日以内に～」に変更することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
14	添付1 事業契約書 (案)	8	第2	第20条	-	事業者の総括代理人	「事業者は、総括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない」とありますが、その他必要な事項とはどのような事項なのでしょう。また経験や資格要件はあるのでしょうか。	前段について、その他必要な事項は、所属する会社・部署・連絡先・雇用証明を想定しております。 後段について、総括代理人の資格要件は求めません。
15	添付1 事業契約書 (案)	9	第2	第23条	4	事業費の確定	「数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合」とありますが、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しておりますでしょうか。	実施方針 別紙5 リスク分担表 設計変更に関するリスクに基づき、協議願います。
16	添付1 事業契約書 (案)	10	第2	第23条	6	事業費の確定	「発注者は、前項の確認の結果、工事費内訳書の変更の必要があると認められるときは、事業者と協議して、必要な変更を行うこととする」とありますが、変更契約の時期・頻度の考え方は、著しい変更の都度と理解してもよろしいでしょうか。	変更時期については、事業契約書(案) P9,10 第2章 第23条 3~5に記載のとおりです。
17	添付1 事業契約書 (案)	17	第3	第48条	3, 4	近隣への対応	3項において、「発注者の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については発注者が事業者との協議により定め」とあり、4項において、「前項以外の地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者がこれを負担する。」とありますが、地域住民等の要望活動又は訴訟においては、必ずしも合理的と認められる場合のみではないと思われず、4項においては、事業者側の責がないものについては協議により定めるとの記載にするようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
18	添付2 要求水準書	3	第1	7	(5)	事業期間	令和7年3月末契約実施の場合、令和36年3月末までの29年間の事業期間になるという理解でよろしいでしょうか。また、設計業務・工事業務が上限の11年間となった場合でも事業期間は令和36年3月末という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	添付2 要求水準書	8	第2	I	10	再委託	再委託の承諾は、発生の都度でよろしいでしょうか。	事業契約書(案) P7 第2章 第17条に示すとおりです。
20	添付2 要求水準書	17	第3	I	1	一般事項	四日市市の景観基本計画の中で定めている色彩等の制限と差異がある場合は、別途、協議という理解でよろしいでしょうか。	四日市市の景観基本計画の中で定めている色彩等の制限と差異がある場合は、実施方針 別紙5 リスク分担表 設計変更に関するリスクに基づき、協議願います。
21	添付2 要求水準書	23	第3	I	11	施工時期及び 施工時間の変更	プレキャストボックス施工時は昼間の規制ができないため、覆工板等の仮設が必要になると思いますが、協議という理解でよろしいでしょうか。	覆工板等の仮設が必要になる場合は、実施方針 別紙5 リスク分担表 設計変更に関するリスクに基づき、協議願います。
22	添付2 要求水準書	26	第3	I	18	柵蓋	目視調査結果は報告様式は、別途、協議という理解でよろしいでしょうか。	報告様式は任意で構いません。
23	添付2 要求水準書	37	第3	I	30	歩道舗装工	バリアフリー法規定による改善対象工事があれば、協議対象となるのでしょうか。	実施方針 別紙5 リスク分担表 設計変更に関するリスクに基づき、協議願います。
24	添付2 要求水準書	2	第1	7	(2)	所有権移転業務	所有権移転業務は、工事調整マネジメント業務と同様に工事監理業務を行うものが実施して問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	所有権移転業務については、要求水準書 P46 第3 I 35に示すとおりです。
25	添付2 要求水準書	3	第1	7	(5)	事業期間	事業契約の開始から開始施設の完成・引渡し(令和17年3月末)まで上限11年で設定されておりますが、従来方式での整備期間は何年を想定されておりますでしょうか。	入札説明書に対する質問しかできません。
26	添付2 要求水準書	3	第1	7	(5)	事業期間	事業期間の記載がありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、引渡予定日が仮に1年前倒しされた場合は、維持管理期間が延伸されるとの理解ですが、延伸した維持管理期間に事業者が負担した費用については、維持管理費として全19回の支払いに加算されるとの理解でよろしいでしょうか。	完成の引き渡し時期については協議ください。 維持管理期間の変更は考えておりません。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
27	添付2 要求水準書	14	第2	Ⅲ	1	応募者の構成	「応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、第1.1(4)②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。」とあるが、例えば、調整マネジメント業務（設計段階）において、要求水準書p.14 Ⅲに掲げる各業務の分担を明確にしたうえで複数の企業が実施することは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。 例) ア 設計業務 c調整マネジメント業務（設計段階） 企業A [本事業における役割] 事業計画案の整理 企業B [本事業における役割] 事業説明、地元・関係者機関調整 支障物件等調査 家屋調査、地下水（井戸水）調査等 既存の占用物件に係る近接施工に係る協議 入線業者等との電線共同溝の協議 入線業者等との引込管及び連系管路の協議 道路照明等の計画調整	各業務の分担については、要求水準書 P2 第1 7に示すとおりです。小項目を複数の者で分担することは考えておりません。
28	添付2 要求水準書	56	第5	I	7	災害及び想定外の事態が発生した場合の対応	災害時等に実施する点検・報告の費用は事後精算の変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書 P54 第5 I 4(2)及びP56 7 (3)(イ)に示すとおりです。
29	添付2 要求水準書	58	第5	Ⅲ	4	協議・調整	「事業者が行う管路利用の管理」に特殊部蓋のキー、専用ハンドルの保管、貸出管理は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	添付3 事業者が付す保険等	2	第1	2	(3)	土木工事保険	保険期間は工事期間とあるが、工事期間が前倒しになる場合は、短縮された期間を保険対象期間と考えてよろしいでしょうか。	保険対象期間については、添付3 事業者が付す保険等 第1 2 (3)②に示すとおりです。
31	添付3 事業者が付す保険等	2	第1	3	(3)	第三者賠償責任保険	保険期間は工事期間とあるが、工事期間が前倒しになる場合は、短縮された期間を保険対象期間と考えてよろしいでしょうか。	保険対象期間については、添付3 事業者が付す保険等 第1 3 (3)②に示すとおりです。
32	添付3 事業者が付す保険等	2	第1	2	(3)	付保条件	「保険金額は、工事業務に係る工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。支払限度額の設定は可能と理解して宜しいでしょうか。 《限度額（例）》 保険金額：1事故限度額5,000万円（期間中限度額1億円）	支払い限度額の設定については、添付3 事業者が付す保険等 P2 第1 2 (3)⑤に示すとおりです。
33	添付3 事業者が付す保険等	2	第1	2 3	(3) (3)	付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。（なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています）	ご理解のとおりです。
34	添付3 事業者が付す保険等	1 2 3	第1 第2	1 2 3	(3) (3) (3)	付保条件	設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）までの契約としてよいとの理解で宜しいでしょうか。	保険対象期間については、添付3 事業者が付す保険等 P1 第1 1～3 (3) に示すとおりです。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
35	添付3 事業者が付す保 険等	1 2 3	第1	2	(3) (3) (3)	付保条件	補償額について指定の無い部分は、事業者が任意に設定するという理解でよろしいでしょうか。	補償額については、添付3 事業者が付す保険等 P1 3~4行目に示すとおりです。
36	添付3 事業者が付す保 険等	2	第2	3		第三者賠償責任保険	維持管理業務の履行に係る保険の「第三者賠償責任保険」は、発注者側の予定価格において、どの費用に含まれているかご教示願います。	土木工事標準積算基準書（共通編）令和6年度 国土交通省に示すとおりです。
37	添付5 事業費の算定及 び支払方法	2	第1	2		事業費の内訳	本事業で貴局が想定している建中金利の利率について開示をお願いします。また、その設定根拠についても、開示をお願いします。	建中金利の開示は行いません。
38	添付5 事業費の算定及 び支払方法	3	第2	3	(1)	施設整備費	「施設費（割賦原価）は、令和 17年4月1日（引渡し年度の翌年度4月1日）以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計（施設整備費）が均等になるよう、年1回、全19回に分けて支払う」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合は、事業期間を前倒しするようご検討お願い致します。	完成の引き渡し時期については協議ください。
39	添付5 事業費の算定及 び支払方法	3	第2	3	(1)	施設費割賦手数料	割賦払い期間は施設整備期間と同期間（11年）もしくは10年を要望します。「国への所有権移転後、施設費（割賦原価）は、令和17年4月1日（引渡し年度の翌年4月1日）以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等になるよう、年1回、全19回に分けて支払う。各回の支払額は、次のとおりする。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。貴局も割賦払い期間が長期にわたること割賦手数料総額が増加します。11年もしくは10年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。また、割引率の低い、近年のVFM算出条件においては、割賦期間が短縮されることで、割賦手数料が削減されVFMが出やすくなります。	原案のとおりとします。
40	添付5 事業費の算定及 び支払方法	3	第2	3	(1)	基準金利	金利の支払いについて、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。案1）施設引渡日以降、5年毎に基準金利を見直す 案2）基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す「事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡日以前）に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが高いため事業参画が非常に難しいです。10年後20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。また、金利変動のリスクが低減されることで、事業参画の意欲向上につながると考えられるため、維持管理期間の途中段階でも、基準金利の見直しを行うようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
41	添付5 事業費の算定及 び支払方法	3	第2	3	(2)	維持管理費	「原則として各回同額を支払うものとする。」とありますが、維持管理業務のうち、点検・補修や台帳整備業務は毎年実施する業務ではなく、事業年度毎に実施内容が異なります。同額支払いが原則となると支払い額が収入額を上回り単年度で赤字が発生することが想定されますが、前年度末までに次年度分を確定するなどして事業年度毎の検査対象部分の支払いを原則とする手法へ変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
42	添付5 事業費の算定及 び支払方法	3	第2	3	(1)	割賦手数料	「割賦手数料は、施設費とともに、令和17年4月1日（引渡し年度の翌年4月1日）以降事業期間にわたり、年1回、全19回に分けて支払う予定である。」とありますが、施設整備期間を1年前倒した場合、この期間に発生した割賦手数料は第1回目の支払い時にまとめて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
43	添付5 事業費の算定及 び支払方法	3	第2	3	(1)	割賦手数料	上記質問の回答で、前倒し期間の割賦手数料を負担いただける場合。その費用は入札額には含めず設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。（入札額に含める場合は、割賦原価が満額の状態の前倒した期間の割賦手数料を負担することになるため、入札額が増加し工期短縮を図った事業者が競争上不利になることや、金利条件によっては予定価格を上回るリスクもございます。）	原案のとおりとします。
44	添付8 様式集及び記載 要領					様式11	土地区画整理組合発注工事の場合、工事成績評価点はありませんが、工実績として問題ないでしょうか。	同種工事の施工実績は、入札説明書P11 (4)②に示すとおりです。
45	添付8 様式集及び記載 要領					様式11, 12	工実績等については、一工事を代表として記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	添付9 入札時積算数量 図面書	49	平面図		図面番 号 9/107		地上機器設置については、地下部を設置した後、地上部を設置するまで、一旦、仮鉄板等で養生し、仮舗装すると考えてよろしいでしょうか。	詳細設計業務で検討をお願いします。
47	添付9 入札時積算数量 図面書	50	平面図 (2)		図面番 号 10/107		河川横断が開削工になっていますが、推進工等の工法が必要となった場合、別途、協議という理解でよろしいでしょうか。	施工方法については、実施方針 別紙5 リスク分担表 設計変更に関するリスクに基づき、協議願います。
48	添付9 入札時積算数量 図面書	90	舗装 構成図		図面番 号 50/107		仮舗装が必要となると思いますが、仮舗装は協議の対象という理解でよろしいでしょうか。また、その時、仮舗装の断面はどのような構成になりますでしょうか。	詳細設計業務で検討をお願いします。
49	添付10 見積参考資料	-	3	-	-	詳細設計業務見積参考 資料	電線共同溝詳細設計(予備設計有)の内、「箇所数1箇所」とは何を示していますか？	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
50	添付10 見積参考資料	-	3	-	-	詳細設計業務 歩掛表	本路線の設計延長は3.8kmです。別紙1は歩道詳細設計の標準歩掛と認識しています。歩道詳細設計の標準歩掛の適用範囲は3kmまでですが、歩掛の変更等はございますか？	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
51	添付10 見積参考資料					その他施設費 (割賦手数料)	I. 「基準金利の料率は、国債金利20年ものを基準とし、利ざや(スプレッド)0.5%を足したものを想定」とありますが、利ざや(スプレッド)を0.5%に設定根拠について、開示をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
52	添付10 見積参考資料					その他施設費 (割賦手数料)	0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。民間の金融機関から資金調達する場合、長期でも10年毎に融資金利を見直すことが一般的です。これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
53	添付10 見積参考資料					調整マネジメント(設 計段階)	打合せ回数が計5回と明記されておりますが、国道事務所様からの求め等により5回を上回る場合は変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
54	添付10 見積参考資料					調整マネジメント(工 事段階)	打合せ回数が計24回と明記されておりますが、国道事務所様からの求め等により24回を上回る場合は変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答
55	添付10 見積参考資料				調整マネジメント（維持管理段階）	打合せ回数が計25回と明記されておりますが、国道事務所様からの求め等により25回を上回る場合は変更協議対象と理解して宜しいでしょうか。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
56	添付10 見積参考資料	20			道路台帳作成費	台帳作成の見積もりについて、根拠となる歩掛工数等のご提示をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載のとおり、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。
57						本PFI事業の設計業務、各種調整業務等をテクリス登録できるようにご検討願います。コリンズ・テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、電線共同溝PFI事業へ参画するモチベーションを高める効果もあると考えます。また、このまま登録できない状況が続いた場合、事業者の電線共同溝PFI事業への参画意欲も低下するものと考えます。以上より、登録が可能となるよう関係部署との調整等、早急な対応をお願い致します。なお、将来テクリス登録が可能となった時点において、本事業の遡及登録ができるようご検討願います。	入札説明書に対する質問しかできません。
58						特定事業選定時のPSCの算定において、最近の類似事例（従来方式）の落札価格をもとに算定されるかと思われませんが、落札価格等は過去何年平均を考慮しているか、ご教授願います。	入札説明書に対する質問しかできません。
59						本事業の積算設計単価の採用月をご提示願います。	土木工事標準積算基準書（共通編）令和6年度 国土交通省に示すとおりです。